

請求書 の見方 (令和3年度)

当協会からお送りする請求書は、大きく分けると次の3つの書類から構成されています。

1 「再商品化予定委託料金請求書」 **2**から**3**を差し引いた金額です (P.1)

2 「再商品化予定委託料金内訳」 貴社からの申込に基づく令和3年度の実施委託料金と令和2年度の拠出委託料金の内訳を表示した別紙1 (P.2)

3 「再商品化予定委託料金精算明細書」 前年度の精算により発生した貴社の余剰精算金(または不足精算金)で、令和2年度の実施委託料金と令和元年度の拠出委託料金の余剰精算金(または不足精算金)の内訳を表示した別紙2 (P.3)

1

〒000-0006
〇〇〇〇〇〇市
〇〇〇1-1-1
株式会社〇〇〇〇
リサイクル部
当部 本部 様
特定事業番号：400000000

令和3年6月15日
1/5頁

〒100-0001
東京都港区/門1丁目14番1号
環境協会の心
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

株式会社〇〇〇〇 御中

再商品化予定委託料金請求書
(請求書番号：XXXXXXXXXX)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、貴社と当協会の間に締結した再商品化委託契約に基づき、下記のとおり再商品化予定委託料金をご請求申し上げます。下記の請求金額を支払期日までにお支払いください。

記

請求金額 2,194,000円 (税込)
支払期日 令和3年7月31日

〈税込区分〉	〈税込金額〉	〈消費税等〉	〈税込金額〉
10%	1,904,000円	194,000円	2,194,000円

※振込手数料は貴社にて負担願います。

内訳	金額
再商品化予定委託料金 (税込) (①) (②)	11,000,000円
再商品化予定委託料金精算額 (③) (④) (⑤)	-8,906,000円
請求金額 (税込合計)	2,194,000円

請求額合計 6,904,000円
前年度までの前払金 0円
本課金との相殺額 8,906,000円
次回繰越請求額 0円

振り込み	今年度納入金額	前年度までの前払金	本課金との相殺額	次回繰越請求額
0円	14,000,000円	14,000,000円	0円	0円

振込銀行 三井住友銀行 (0000) 東京公債部 (006) 普通預金 3018002
みずほ銀行 (0001) 東京支店 (002) 普通預金 1006420
郵便局 東京貯蓄センター (0010) 0010年 000000
口座名義 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
【支店】 〒111 ニホシチカキビル3Fリサイクルセンター
【本庁舎所在地】 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター
電話：03-5251-4870 FAX：03-5532-9608

2

株式会社〇〇〇〇 御中
(特定事業番号：400000000)

別紙1
2/5頁

再商品化予定委託料金内訳
再商品化予定委託料金の内訳は以下のとおりです。

再商品化予定委託料金	〈税込区分〉	〈税込金額(①+②)〉	〈消費税等〉	〈税込金額〉
合計 (下記実施+拠出)	10%	10,000,000円	1,000,000円	11,000,000円

※実際の金額は1頁をご参照ください。

1. 令和3年度実施委託料金

実施委託料金 (税込) 下記①②③ 10%課税対象：10,000,000円 ①

請求回ごとの金額 (税込) / 支払期日	課税区分	課税金額	支払期日
今回請求	第1回	13,000,000円	令和3年4月末日
②	第2回	10,000,000円	令和3年7月末日
	第3回	5,000,000円	令和3年10月末日
	第4回	5,000,000円	令和4年1月末日
計		33,000,000円	

〔参考〕 貴社ごとの再商品化予定実施委託料金 (税込)

ガラスびん (無色)	200,000円
ガラスびん (茶色)	800,000円
ガラスびん (その他の色)	400,000円
PETボトル	200,000円
紙製容器包装	300,000円
プラスチック製容器包装	300,000円
計	33,000,000円

2. 令和2年度拠出委託料金

拠出委託料金 (税込) 10%課税対象：0円 ②

③内訳	令和2年度申込量	拠出委託単価	拠出委託料金 (税込)
ガラスびん (無色)	11,000kg	0円/kg	0円
ガラスびん (茶色)	100,000kg	0円/kg	0円
ガラスびん (その他の色)	37,000kg	0円/kg	0円
PETボトル	85,000kg	0円/kg	0円
紙製容器包装	35,000kg	0円/kg	0円
プラスチック製容器包装	80,000kg	0円/kg	0円
計			0円

3

株式会社〇〇〇〇 御中
(特定事業番号：400000000)

別紙2
3/5頁

再商品化予定委託料金精算明細書

貴社の令和2年度実施委託料金、および令和元年度拠出委託料金精算額は、下記の通り特定分別基準適合品ごとにそれぞれ実施委託料金、拠出委託料金の精算金額に、貴社の特定事業番号に占める実施委託料金、および拠出委託料金の比率を乗じて算出してあります。
なお、精算の結果、余剰金が発生する場合と不足金(追徴)が発生する場合があります。不足金の場合は金額がマイナスとなり、追徴でお支払いいただくこととなります。精算金を計算する際の1円未満の端数処理については、余剰の場合は原則四捨五入となります(ただし小数点以下第一位が0の場合は除く)。なお、不足の場合は切り捨てとなります。

再商品化予定委託料金精算合計(下記実施+拠出) ①+② 8,906,000円

1. 令和2年度実施委託料金精算金

① 令和2年度実施委託料金の精算金額	×	② 貴社の令和2年度税込実施委託料金の精算率	=	③ 貴社の実施委託料金の精算金額
特定分別基準適合品	(A) 令和2年度実施委託料金(精算額)	(B) 令和2年度税込実施委託料金(精算額)		(C) 貴社の令和2年度実施委託料金(精算額)
ガラスびん (無色)	600,000,000円	33,000,000円		41,000,000円
ガラスびん (茶色)	710,000,000円	21,000,000円		13,000,000円
ガラスびん (その他の色)	1,200,000,000円	33,000,000円		10,000,000円
PETボトル	800,000,000円	15,000,000円		47,000,000円
紙製容器包装	800,000,000円	15,000,000円		47,000,000円
プラスチック製容器包装	400,000,000円	15,000,000円		8,500,000円
合計				8,906,000円 ①

2. 令和元年度拠出委託料金精算金

① 令和元年度拠出委託料金の精算金額	×	② 貴社の令和元年度税込拠出委託料金の精算率	=	③ 貴社の拠出委託料金の精算金額
特定分別基準適合品	(D) 令和元年度拠出委託料金(精算額)	(E) 令和元年度税込拠出委託料金(精算額)		(F) 貴社の令和元年度拠出委託料金(精算額)
ガラスびん (無色)	0円	0円		0円
ガラスびん (茶色)	0円	0円		0円
ガラスびん (その他の色)	0円	0円		0円
PETボトル	0円	0円		0円
紙製容器包装	3,000,000円	3,000,000円		3,000,000円
プラスチック製容器包装	200,000,000円	17,000,000円		16,000,000円 ②
合計				16,000,000円

請求書の見方、法律の概要に関するお問合せ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター
電話：03-5251-(4870・4871・4872)

※用語や制度、よくある質問等について、日本容器包装リサイクル協会ホームページ (<https://www.jcpa.or.jp/>) で詳しく解説しています。

〒 000-0000
 ○○県○○市
 ○○○1-1

株式会社○○○○

リサイクル部

容器 太郎 様

特定事業者コード： 4000000000

令和 3 年 6 月 ** 日
 1 / 5 頁

〒 105-0001
 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号
 郵政福祉琴平ビル
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

株式会社○○○○ 御中

再商品化予定委託料請求書
 (請求書番号: K0000000000)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
 さて、貴社と当協会の間締結した再商品化委託契約約款に基づき、下記のとおり再商品化予定委託料金をご請求申し上げます。下記の請求金額を支払期日までにお支払いください。

敬具

① 請求金額 2,1,** 円 (税込)**

支払期日 令和 3 年 7 月 31 日

<税区分>	<税抜金額>	<消費税等>	<税込金額>
10%	1,9**,** 円	19**,** 円	2,1**,** 円

※振込手数料は貴社でご負担願います。

<請求内訳> 令和 3 年 6 月 * 日現在で作成しております。

内 訳	金 額
② 再商品化予定委託料 (税込) (別紙1参照)	11,**,** 円
③ 再商品化委託料精算預り金 (別紙2参照)	-8,9**,** 円
④ 請求金額 (税込合計)	2,1**,** 円

⑤ 精算預り金額合計	⑥ 前回までの相殺済額	⑦ 本請求との相殺額	⑧ 次回繰越精算預り金
8,9**,** 円	0 円	8,9**,** 円	0 円

⑨ 預り金	⑩ 今年度総入金額	⑪ 前回までの相殺済額	⑫ 本請求との相殺額	⑬ 次回繰越預り金
0 円	14,**,** 円	14,**,** 円	0 円	0 円

振込銀行 三井住友銀行 (0009) 東京公務部 (096) 普通預金 3018692
 みずほ銀行 (0001) 東京営業部 (001) 普通預金 1006420

郵便局 東京貯金事務センター 00120-8- 880148

口座名義 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 (カナ) ザイ ニホンヨウキホウソウリサイクルキョウカイ

(本件お問合せ先)
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 コールセンター 電話：03-5251-4870 FAX：03-5532-9698

▶表紙「再商品化予定委託料請求書」の見方

① 請求金額 (税込) 今回お支払いいただく金額の総額です。

[請求内訳]

② 再商品化予定委託料 (税込) (別紙1) 貴社からの申込に基づく令和3年度実施委託料金 (税抜) と令和2年度抛
 出委託料金 (税抜) の合計に消費税率10%を適用した金額です。別紙1の一番上の
 (税込金額) と同額です。

③ 再商品化委託料金 精算預り金 (別紙2) 6月に確定した令和2年度決算により当協会にて計算した精算預り金です。令和
 2年度実施委託料金の精算預り金と令和元年度抛出委託料金の精算預り金の合
 計です。別紙2の一番上の「再商品化委託料金精算金計」と同額です。

特定事業者が支払う再商品化委託料金 (実施・抛出) は税務上、支出した日の属する事業年度の損金として処理することになって
 おり、余剰金が出た場合は、前年度の委託料金の戻しという形ではなく、精算が確定するまでの預り金 (精算預り金) という扱いに
 なります。預り金は消費税の対象外となりますので、金額全額が次年度の委託料金 (消費税込) に充当されることになります。その
 差額が今回の請求金額となり、請求金額に対する税抜金額と消費税等が記載されております。

④ 請求金額 (税込合計) 請求内訳の合計です。上記①と同額です。

※請求内訳に上記以外が表示されるケース

- ・過年度新規申込委託料金 …… 当該年度の申込に加え、過年度分の遡り申込があった場合に表示
- ・今期預り金、その他預り金 …… 以前に何らかの理由で余分に協会へ支払った金額 (過剰入金) 等
- ・前々年度以前繰越精算預り金 …… 令和元年度以前の精算預り金がまだ残っている場合に表示 (詳細は別紙3として記載)
- ・前年度以前繰越請求残 (税込) …… 令和2年度以前に請求していながら、いまだ支払われていない金額。原契約に基づく契約当時の消
 費税率が適用されます。

[精算金関連情報]

⑤ 精算預り金額合計 (請求内訳) の再商品化委託料金精算預り金 (上記③) と原則同額です。令和元年度
 以前の繰越精算預り金がある場合はそれを合算した金額です。

⑥ 前回までの相殺済額 6月に発送する請求書では原則この欄に金額が入ることはありません。支払回数
 が2~4回の場合で前回請求時に相殺 (充当) された金額があるときに、次回請求書に
 表示されます。

⑦ 本請求との相殺額 再商品化予定委託料金 (上記②) と相殺 (充当) された精算預り金です。

⑧ 次回繰越精算預り金 上記②を上記③が上回った場合に次回へ繰り越される精算預り金額です。次回請求
 する委託料金と相殺 (充当) されます。

[入金関連情報]

⑨ 預り金 余分に協会へ支払った金額 (過剰入金) など前年度からの繰越預り金です。

⑩ 今年度総入金額 今年度の4月からこの請求書が作成されるまでに貴社が支払った金額です。

⑪ 前回までの相殺済額 ⑨・⑩のうち、この請求書が作成されるまでに既に委託料金と相殺 (充当) され
 た金額です。

⑫ 本請求との相殺額 ①で相殺済みの残りの金額からさらに今回の請求で相殺 (充当) された金額です。

⑬ 次回繰越預り金 ⑫の相殺の結果、次回請求へ繰り越される預り金です。次回請求する委託料金と
 相殺 (充当) されます。

再商品化予定委託料金内訳

再商品化予定委託料金の内訳は以下のとおりです。

再商品化予定委託料金 合計 (下記実施+抛)	(税区分) 10%	(税抜金額①+②) 10,***,***円	(消費税等) 1,0**,**円	(税込金額) 11,***,***円
---------------------------	--------------	--------------------------	---------------------	-----------------------

※実際の金額は1頁をご参照ください。

1. 令和3年度実施委託料金

実施委託料金 (税抜) 下記◎印	10%課税対象:	10,***,***円 ①
------------------	----------	---------------

●請求回ごとの金額 (税抜)、支払期日

今回請求	請求回	税抜金額	支払期日
◎	第1回	13,***,***円	令和3年4月末日
	第2回	10,***,***円	令和3年7月末日
	第3回	5,0**,**円	令和3年10月末日
	第4回	5,0**,**円	令和4年1月末日
	計	33,***,***円	

(参考) 素材ごとの再商品化予定実施委託料金 (税抜)

ガラスびん (無色)	58**,**円
ガラスびん (茶色)	85**,**円
ガラスびん (その他の色)	61**,**円
PETボトル	26**,**円
紙製容器包装	38**,**円
プラスチック製容器包装	30,***,***円
計	33,***,***円

2. 令和2年度抛委託料金

抛委託料金 (税抜)	10%課税対象:	0円 ②
------------	----------	------

●内訳

	令和2年度申込量	抛委託単価	抛委託料金 (税抜)
ガラスびん (無色)	11**,**kg	0円/kg	0円
ガラスびん (茶色)	13**,**kg	0円/kg	0円
ガラスびん (その他の色)	27**,**kg	0円/kg	0円
PETボトル	80**,**kg	0円/kg	0円
紙製容器包装	28**,**kg	0円/kg	0円
プラスチック製容器包装	68**,**kg	0円/kg	0円
計			0円

▶別紙1「再商品化予定委託料金内訳」の見方

「令和3年度再商品化実施委託料金」と「令和2年度抛委託料金」の内訳の詳細です。

再商品化予定委託料金合計(下記実施+抛)

「1.令和3年度実施委託料金」①と「2.令和2年度抛委託料金」②の合計が(税抜金額①+②)です。この金額に消費税率10%を適用した(税込金額)と、(請求内訳)の再商品化予定委託料金(税込)が同額です(1ページ②)。

1. 令和3年度実施委託料金

貴社が再商品化(リサイクル)の義務を履行するために当協会へ委託申込した際に算出された申込金額(税抜)です。申込金額(税抜)に応じて支払方法を選択できます。

申込金額(税抜)	支払方法	4月	7月	10月	1月
3千万円以上	2分割	50%	50%	—	—
	4分割	40%	30%	15%	15%
10万円超～ 3千万円未満	一括払	—	100%	—	—
	3分割	—	50%	25%	25%
10万円以下	一括払	—	100%	—	—

中段の「●請求回ごとの金額(税抜)、支払期日」は貴社が選択した支払方法をもとに、支払回数、各請求回ごとの金額、支払期日などを記載しています。各回金額は、請求回の最後の回から金額を算出していき、残金を第1回目の請求へ計上しています(1円未満切り捨て)。

2. 令和2年度抛委託料金

前回の法改正で平成20年度から創設された市町村への資金抛制度です。

令和2年度申込をしている特定事業者には、令和3年6月に令和2年度抛委託料金を請求します。令和2年度の再商品化委託申込量に令和2年度抛委託単価を乗じて自動的に計算していますので、新たに手続きをする必要はありません。支払は令和3年7月末の一括払です。

下段の「●内訳」は令和2年度貴社申込量と抛委託単価及びそれらを乗じた抛委託料金(税抜)です。この抛委託料金も予定でお支払いいただき、来年(令和4年)6月の請求時に精算することになります。

抛委託料金は、当該年度分の再商品化が翌年度の6月までかかることから、法律上、翌年度の9月末日までに市町村へ抛すれば良いことになっております。そのため、令和2年度の抛委託料金は、令和3年6月に金額を計算、請求し、令和3年9月に市町村へ抛、令和4年6月に精算となります。

ただし、令和2年度においては、全素材について抛金が発生しない見込であるため、今期は抛委託料金の請求はありません。

再商品化予定委託料金精算明細書

貴社の令和2年度実施委託料金、および令和元年度拠出委託料金精算金額は、下記のとおり特定分別基準適合物ごとにそれぞれ実施委託料金、拠出委託料金別の精算金額に、貴社の特定事業者全体に占める実施委託料金、および拠出委託料金の比率を乗じて算出しております。

なお、精算の結果、余剰金が生じる場合と不足金(追徴)が生じる場合があります。不足金の場合は金額がマイナスとなり、追加でお支払いいただくこととなります。精算金を計算する際の1円未満の端数処理については、余剰の場合は原則切り上げとなります(ただし小数点以下第一位が0の場合を除く)。なお、不足の場合は切り捨てとなります。

再商品化委託料金精算金計(下記実施+拠出) ①+② 8,9***,***円

1. 令和2年度実施委託料金精算金

(B) 令和2年度実施委託料金の精算金額 × $\frac{(C) \text{ 貴社の令和2年度税込実施委託料金}}{(A) \text{ 令和2年度実施委託料金総額(精算前)}}$ = (D) 貴社の実施委託料金精算金額

特定分別基準適合物	(A) 令和2年度実施委託料金総額(精算前)	(B) 令和2年度実施委託料金の精算金額	(C) 貴社の令和2年度税込実施委託料金	(D) 貴社の実施委託料金精算金額
ガラスびん(無色)	69*,***,***円	53*,***,***円	53*,***,***円	41*,***,***円
ガラスびん(茶色)	71*,***,***円	11*,***,***円	86*,***,***円	13*,***,***円
ガラスびん(その他の色)	1,2***,***,***円	33*,***,***円	41*,***,***円	10*,***,***円
PETボトル	92*,***,***円	15*,***,***円	28*,***,***円	47*,***,***円
紙製容器包装	50*,***,***円	15*,***,***円	41*,***,***円	12*,***,***円
プラスチック製容器包装	45**,***,***,***円	10**,***,***,***円	37**,***,***,***円	8,5**,***,***,***円
合計			39**,***,***,***円	8,8**,***,***,***円①

2. 令和元年度拠出委託料金精算金

(F) 令和元年度拠出委託料金の精算金額 × $\frac{(G) \text{ 貴社の令和元年度税込拠出委託料金}}{(E) \text{ 令和元年度拠出委託料金総額(精算前)}}$ = (H) 貴社の拠出委託料金精算金額

特定分別基準適合物	(E) 令和元年度拠出委託料金総額(精算前)	(F) 令和元年度拠出委託料金の精算金額	(G) 貴社の令和元年度税込拠出委託料金	(H) 貴社の拠出委託料金精算金額
ガラスびん(無色)	0円	0円	0円	0円
ガラスびん(茶色)	0円	0円	0円	0円
ガラスびん(その他の色)	0円	0円	0円	0円
PETボトル	0円	0円	0円	0円
紙製容器包装	3,9***,***,***円	2,8***,***,***円	3,4***,***,***円	2,4***,***,***円
プラスチック製容器包装	29**,***,***,***円	17**,***,***,***円	24**,***,***,***円	14**,***,***,***円
合計			24**,***,***,***円	16**,***,***,***円②

▶別紙2「再商品化予定委託料金精算明細書」の見方

精算とは……当協会では、特定事業者から予定、前払いで委託料金を支払っていただき、1年間再商品化を行い、実績が出たところで過不足を調整しています。余剰が出れば返還し、不足が出れば追加で徴収することを精算と呼んでいます。ただし余剰の場合、現金では返還せず、次年度の委託料金に充当します。

令和2年度決算により確定した「令和2年度実施委託料金精算金」と「令和元年度拠出委託料金精算金」の計算方法などの詳細です。

再商品化委託料金精算金計(下記実施+拠出) ①+②

「1.令和2年度実施委託料金精算金」の合計①と「2.令和元年度拠出委託料金精算金」の合計②を合算した金額です。(請求内訳)の再商品化委託料金精算預り金と同額です(1ページ④)。

1. 令和2年度実施委託料金精算金

(A) 令和2年度実施委託料金総額(精算前)

特定事業者から令和2年度にお支払いいただいた実施委託料金の総額です。

(B) 令和2年度実施委託料金の精算金額

上記(A)から実際にかかった全ての経費を差し引いた精算原資で、特定事業者へお返しする金額の総額です。(精算の結果、不足金が生じた場合は金額がマイナスとなり、追加でお支払いいただくこととなります。)

(C) 貴社の令和2年度税込実施委託料金

貴社より令和2年度に協会へお支払いいただいた税込実施委託料金です。

(D) 貴社の実施委託料金精算金額

(B)×(C)÷(A)の計算式で貴社の精算金額が計算されます。

2. 令和元年度拠出委託料金精算金

(E) 令和元年度拠出委託料金総額(精算前)

特定事業者から令和2年度にお支払いいただいた令和元年度分の拠出委託料金の総額です。

(F) 令和元年度拠出委託料金の精算金額

上記(E)から実際に市町村へ拠出した金額を差し引いた精算原資で、特定事業者へお返しする金額の総額です。(精算の結果、不足金が生じた場合は金額がマイナスとなり、追加でお支払いいただくこととなります。)

(G) 貴社の令和元年度税込拠出委託料金

貴社より令和2年度に協会へお支払いいただいた令和元年度分の税込拠出委託料金です。

(H) 貴社の拠出委託料金精算金額

(F)×(G)÷(E)の計算式で貴社の精算金額が計算されます。